

新潟県後期高齢者医療広域連合公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67条）第292条において準用する同法第243条の3第1項並びに新潟県後期高齢者医療広域連合の財政状況の作成及び公表に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第21号）第3条第1項の規定に基づき、平成19年10月1日から平成20年3月31日までの財政状況を、次のとおり公表する。

平成20年6月19日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭



財政の動向及び財政方針

平成20年4月からの後期高齢者医療制度の施行に向けて、平成19年度においては、新潟県後期高齢者医療広域連合議会の開催、広報普及啓発、電算システムの構築、保険料の算定、被保険者証の作成及び交付などの事業のほか後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置を行いました。これらの財源として、構成市町村からの負担金、国の補助金、臨時特例交付金を受け入れました。平成20年度からは、被保険者からの保険料や現役世代からの支援金が新たな財源として加わるため、今後も計画的かつ効率的な財政運営に努め、制度の円滑な運営を行います。

なお、以下に説明する広域連合の財政状況は、平成19年度の決算額ではなく平成20年3月31日現在の状況を公表するものです。

○平成19年度の財政状況（平成20年3月31日現在）

1.歳入歳出予算の執行状況

【歳入】

（単位：千円）

区 分	当初予算額	補正予算額	予算額 A	収入済額 B	収入率(%) B/A×100
分担金及び負担金	1,300,000	▲640,000	660,000	660,000	100.0
繰越金	10,198	0	10,198	10,198	100.0
諸収入	5,102	1,533	6,635	95	1.4
国庫支出金	0	1,288,932	1,288,932	1,321,999	102.6
合 計	1,315,300	650,465	1,965,765	1,992,292	101.3

【歳出】

(単位：千円)

区 分	当初予算額	補正予算額	予算額 A	支出済額 B	執行率(%) B/A×100
議 会 費	1,900	0	1,900	1,191	62.7
総 務 費	1,306,100	650,465	1,956,565	1,491,688	76.2
公 債 費	800	0	800	0	0
予 備 費	6,500	0	6,500	0	0
合 計	1,315,300	650,465	1,965,765	1,492,879	75.9

2.財産及び一時借入金の現在高

【財産】

(単位：千円)

区 分	現在高 A	増 減 B	現在高 (A+B)
公 有 財 産	0	0	0
物 品	0	0	0
債 権	0	0	0
基 金	0	1,276,269	1,276,269
合 計	0	1,276,269	1,276,269

※後期高齢者医療制度円滑導入特例交付金を、基金へ積立を行いました。

【一時借入金】

(単位：千円)

借入残高 (H20.3.31 現在)	0	(借入限度額 162,500)
--------------------	---	-----------------

3.構成市町村負担割合 (規約別表第2)

区 分	負担割合等	
共 通 経 費	均 等 割	10%
	高 齢 者 人 口 割	40%
	人 口 割	50%

- 備考 1 上表中「共通経費」とは、広域連合の運営に必要な事務費等で、関係市町村で分担する負担金をいう。
- 2 上表中「均等割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の数により算出するものをいう。
- 3 上表中「高齢者人口割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく満75歳以上の人口の割合により算出するものをいう。
- 4 上表中「人口割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の住民基本台帳及び外国人登録原票に基づく人口割合により算出するものをいう。